

医薬監麻発0313第2号  
令和6年3月13日

各都道府県衛生主管部（局）長

厚生労働省 医薬局  
監視指導・麻薬対策課長  
（公印省略）

指定薬物の測定結果等について

今般、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第36号、令和6年3月6日公布）により新たに指定薬物として指定された3物質について、指定薬物の分析法（「指定薬物の分析法について」平成19年5月21日付け薬食監麻発第0521002号監視指導・麻薬対策課長通知）に基づき測定した結果等につき、別添資料のとおり取りまとめましたので、今後の指定薬物に係る監視指導等の参考として御活用ください。